

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿一丁目25番1号
G - F A C T O R Y 株式会社
代表取締役社長 片 平 雅 之

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年3月29日（火曜日）午後6時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

また、新型コロナウイルスの感染が広がっております。本株主総会会場におきましては、開催日現在の状況に応じ、マスクの着用及びアルコール消毒液の設置など感染予防の措置を講じてまいります。ご理解のほどよろしくお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2022年3月30日（水曜日） 午前10時（受付開始午前9時30分）
 2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル 南館4階「扇」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第19期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第19期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 資本金の額の減少の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件 |

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://g-fac.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2021年1月1日から2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、2020年から続く新型コロナウイルス感染症の拡大が依然として収まらず、国内の経済は厳しい状況が続きました。新型コロナウイルスのワクチン接種が進み、経済活動回復の兆しが見え始めたものの、感染再拡大の懸念もあり、依然として先行きは不透明な状況にあります。

当社グループの主力取引先である飲食業界におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の収束が見えず、政府・自治体による緊急事態宣言やまん延防止等重点措置によって、飲食店舗の休業及び営業時間短縮要請、さらに酒類提供自粛要請が断続的に続いており、来店客数の落ち込みが戻らないなど、全体として売上高が減少し、先行きの見通せない厳しい状況が続きました。一方で、新型コロナウイルスの蔓延により、消費者のテイクアウト・デリバリーの需要が高まっていることや、それを受けた飲食店の新規出店におけるベッドタウン立地のニーズが上昇するなど、国内飲食店の業態や立地のトレンドが大きく変化しており、飲食業界においてもニューノーマルに対応した事業構造の転換が進んでおります。

そのような状況下、当社グループは、国内の飲食店をはじめとするサービス業の成長をサポートすることを第一に、「夢をカタチに！和食を世界に！」という企業スローガンを掲げ、新型コロナウイルス感染症が収束したのち、日本国内の和食文化を世界の様々な地域へ輸出する架け橋となれるよう努めてまいりました。主な取り組みとしては、国内物件情報サポートなどのストックビジネスの安定化を図るため、営業体制基盤の再構築を行い、人材の採用、育成、環境の整備に注力してまいりました。また、飲食業界のニューノーマルに対応すべく、当社直営店「名代 宇奈とと」のライセンス販売を促進してまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は3,641,946千円（前連結会計年度比8.1%減）、営業損失は9,971千円（前連結会計年度は営業損失9,664千円）、経常損失は14,221千円（前連結会計年度は経常損失12,204千円）、親会社株主に帰属する当期純利益は292,941千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失229,076千円）となりました。

セグメントの経営成績は次のとおりであります。

① 経営サポート事業

当連結会計年度においては、飲食店への助成金の継続で飲食店の出退店が停滞し、物件情報サポート及び内装設備サポートの新規案件の獲得が伸び悩みました。一方で、「名代 宇奈とと」のライセンス加盟店数は堅調に増加傾向であり、ライセンス収入の増加が増益に貢献しました。

その結果、当セグメントの売上高は2,030,069千円（前連結会計年度比0.0%増）、営業利益は285,701千円（前連結会計年度比12.2%増）となりました。

② 飲食事業

当連結会計年度においては、当社グループが展開する「名代 宇奈とと」においては、政府・自治体の要請を受けて休業及び営業時間の短縮等の対応をとったことで来店客数は低い水準で推移しました。一方で、強化を進めてきたデリバリー・テイクアウトへの対応が寄与し、売上高を下支えしました。また、「名代 宇奈とと」のライセンス加盟店は全国への展開を続けており、ロイヤリティ収入及び食材卸売上が増加しました。

株式会社M. I. Tにおいても、政府・自治体の要請を受けて、臨時休業及び営業時間の短縮、さらに酒類提供自粛の対応をとったことで来店客数は低い水準で推移し、客単価も低下しました。

その結果、当セグメントの売上高は1,611,877千円（前連結会計年度比16.7%減）、営業利益は20,494千円（前連結会計年度比55.7%減）となりました。

なお、セグメント別の売上高は、下記のとおりであります。

区 分	第18期（前連結会計年度） （2020年12月期）		第19期（当連結会計年度） （2021年12月期）		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
経営サポート事業	2,030,022	51.2	2,030,069	55.7	47	0.0
飲食事業	1,933,931	48.8	1,611,877	44.3	△322,054	△16.7
合 計	3,963,953	100.0	3,641,946	100.0	△322,007	△8.1

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、301,406千円であり、その主なものは、顧客及び当社グループの出店店舗の内装設備等であります。

なお、セグメント別の設備投資額は、次のとおりであります。

区 分	設備投資額(千円)
経営サポート事業	238,178
飲 食 事 業	62,703
全 社 (共 通)	524
合 計	301,406

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、子会社株式取得と追加出資、設備投資資金として、長期借入金320,000千円を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

飲食店を中心としたサービス業を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、依然として厳しい環境が想定されます。

このような経営環境の中で、当社グループは、新型コロナウイルス感染症拡大の防止に努め、お客様と従業員の安全・安心の確保を最優先とした上で、継続的な成長の実現と企業価値向上のため、以下の課題について重点的に取り組んでまいります。

① 新型コロナウイルス感染症対策

ご来店いただくお客様に安心してお食事をお楽しみいただけるよう、引き続き衛生管理を徹底し、従業員一同、感染拡大防止に最善を尽くしてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大による影響の中においても安定した業績を残せるように、引き続き宅配やテイクアウトの強化など、新たな販路を確保するとともに、新しい生活様式の中で、既存店の営業強化と新たな収益構造の構築に取り組んでまいります。

② 人材の確保及び育成、能力向上及び定着化について

当社グループは、比較的少数の従業員で業務を推進していることから、今後の人材獲得競争の激化、人材採用の難化等による労働力不足に対して、策を講じていく必要があると考えております。当社グループでは、従業員一人一人が当社グループの理念、目的を理解し、共感し、業務に邁進できる環境を整備することで各々の生産性を向上させるとともに、様々な形態での働き方を受け入れていくための制度や仕組みの整備を行ってまいります。

また、能力向上及び定着化については、従業員の能力が最大限に発揮できる環境作りや研修制度の充実、福利厚生を充実させた人事制度の採用に取り組むなど、従業員にとって働き甲斐のある会社を目指してまいります。

③ コンプライアンス体制の充実について

当社グループは、コンプライアンス体制に関して当社グループの規模に見合う管理体制を整えておりますが、今後の事業拡大、組織拡大に伴い、より適切な管理体制を構築するための策を講じていく必要があると考えております。当社グループの行動規範及び基本行動方針の周知徹底及び体制基盤の充実・強化に向け、随時見直しを行ってまいります。

④ 内部統制システムの強化について

当社グループは、2021年12月31日現在で、取締役2名、監査等委員である取締役4名、従業員153名（アルバイトを除く）となっており、経営管理体制もこの規模に見合うものになっております。しかしながら、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信頼され、支持される企業になるためには、コーポレート・ガバナンスの積極的な取り組みが不可欠であると考えております。そのため、権限に基づく意思決定の明確化、内部監査及び監査等委員会監査並びに会計監査人による監査との連携を強化するほか、全役職員に対して、継続的な啓蒙、教育活動を行ってまいります。

⑤ 衛生管理の強化、徹底について

外食産業においては、食中毒事故の発生や偽装表示、異物混入の問題などもあり、以前にも増して食の安全を保つことが求められております。当社グループの各店舗では、「管理マニュアル」に基づき衛生管理を徹底しており、店舗管理体制の抜き打ち検査を行っております。今後も、法改正等に対応しながらさらに衛生管理体制を強化してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 16 期 (2018年12月期)	第 17 期 (2019年12月期)	第 18 期 (2020年12月期)	第 19 期 (当連結会計年度) (2021年12月期)
売 上 高 (千円)	2,941,961	3,952,163	3,963,953	3,641,946
経常利益又は経常損失(△) (千円)	231,297	22,758	△12,204	△14,221
親会社株主に帰属 する当期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	148,946	△106,525	△229,076	292,941
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又は当期純損失 (△) (円)	22.91	△16.55	△35.54	45.26
総 資 産 (千円)	3,028,165	3,758,072	4,128,109	4,672,117
純 資 産 (千円)	1,798,141	1,678,181	1,411,465	1,541,154

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 16 期 (2018年12月期)	第 17 期 (2019年12月期)	第 18 期 (2020年12月期)	第 19 期 (当事業年度) (2021年12月期)
売 上 高 (千円)	2,846,949	3,087,340	2,935,989	2,962,181
経 常 利 益 (千円)	225,816	144,994	79,079	180,853
当 期 純 利 益 (千円)	149,388	87,514	24,841	221,280
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	22.97	13.60	3.85	34.18
総 資 産 (千円)	2,803,298	3,473,965	4,246,629	4,993,465
純 資 産 (千円)	1,607,254	1,699,442	1,725,241	1,949,965

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率 (間接所有割合)	主要な事業内容
GF CAPITAL PTE. LTD.	千シンガポールドル 7,869	100.00%	経営サポート事業
GF CAPITAL (THAILAND) CO., LTD.	千バーツ 2,000	73.99% (73.99%)	経営サポート事業
GF CAPITAL (VIETNAM) CO., LTD.	百万ドン 20,274	100.00% (100.00%)	経営サポート事業 飲食事業
株式会社M. I. T	千円 10,000	100.00%	飲食事業
GF CONSULTING (THAILAND) CO., LTD.	千バーツ 2,000	49.00% (49.00%)	経営サポート事業

(7) 主要な事業内容

区分	事業内容
経営サポート事業	飲食店等を中心としたサービス業の出退店支援を行っております。
飲食事業	飲食店「名代 宇奈とと」「中目黒 いぐち」等の直営店を32店舗運営しております。「名代 宇奈とと」のライセンス加盟店は100店舗であります。

(8) 主要な営業所

① 当社

区分	所在地
経営サポート事業	東京都新宿区、大阪府大阪市
飲食事業	東京10店舗、大阪4店舗

② 子会社

区分	所在地
経営サポート事業	シンガポール、タイ、ベトナム
飲食事業	東京14店舗、京都1店舗、ベトナム3店舗

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
153名	△4名

(注) 上記従業員数のほか、116名の臨時従業員がおります。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
78名	△4名	33.0歳	2.2年

(注) 上記従業員数のほか、34名の臨時従業員がおります。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	627,500千円
株式会社日本政策金融公庫	589,170千円
株式会社三井住友銀行	205,657千円
株式会社みずほ銀行	96,677千円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 20,000,000株

(2) 発行済株式の総数 6,776,500株（自己株式300,000株を含む）

（注）ストック・オプションの権利行使に伴い、発行済株式の総数は27,000株増加しております。

(3) 株主数 5,946名

(4) 大株主（上位10位）

株主名	持株数	持株比率
片平 雅之	4,350,000株	67.17%
阪和興業株式会社	200,000株	3.09%
田口 由香子	166,100株	2.56%
株式会社 SBI証券	103,019株	1.59%
鎌仲 順子	67,500株	1.04%
藤原 治	57,500株	0.89%
井上 喜雄	54,300株	0.84%
J. P. MORGAN SECURITIES PLC	40,100株	0.62%
花井 栄治	36,600株	0.57%
楽天証券株式会社	35,700株	0.55%

（注） 1. 当社は、自己株式を300,000株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	片 平 雅 之	GF CAPITAL PTE. LTD. Managing Director GF CAPITAL (THAILAND) CO., LTD. Managing Director GF CAPITAL (VIETNAM) CO., LTD. General Director GF CONSULTING (THAILAND) CO., LTD. Managing Director
専 務 取 締 役	田 口 由 香 子	管理本部長
取締役（常勤監査等委員）	鎌 仲 順 子	
取締役（監査等委員）	野 澤 正 平	
取締役（監査等委員）	安 田 正 利	株式会社ヤスダマネージメント代表取締役 有限会社芙蓉倶楽部取締役 ヤスダAMパートナーズ合同会社代表社員 株式会社虎ノ門アセットマネジメント代表取締役社長
取締役（監査等委員）	高 橋 克 典	新創監査法人代表社員

- (注) 1. 取締役野澤正平氏、取締役安田正利氏、取締役高橋克典氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査等委員の選定及びその理由
当社は監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報聴取及び日常業務の監督による情報収集並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、鎌仲順子氏を常勤の監査等委員として選定しております。
同氏は、当社並びに他社において財務・会計部門に長期間勤務した経験を有し、財務及び会計に関する相当の知見を有するものであります。
3. 監査等委員野澤正平氏は、金融機関の代表取締役を務めた経歴を持ち、豊富な経営管理の経験・知識を有するものであります。
4. 監査等委員安田正利氏は、事業会社の代表取締役であり、金融機関に長期間勤務した経歴を持つなど、豊富な経営管理に関する知見を有するものであります。
5. 監査等委員高橋克典氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当の知見を有するものであります。
6. 当社は、取締役野澤正平氏、取締役安田正利氏、取締役高橋克典氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を、あらかじめ定めた金額又は同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする契約を締結することができる旨を定款に定めております。これは、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備するためであります。なお、当該契約に基づく責任限定が認められるのは、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社及び当社子会社の取締役及び執行役員等がその業務遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び当社子会社の取締役及び執行役員等であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等の額

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社では、取締役の報酬等又はその算定方法の決定に関する方針について取締役会において決議しており、以下のように定めています。

(基本方針)

- ・コーポレート・ガバナンスに関する基本方針に基づくものとする。
- ・各役員役割や責任に応じた報酬体系とし、透明性と公正性を確保する。
- ・業務執行取締役の報酬は、業績向上への意欲を高め、継続的な企業価値向上に資するものとする。
- ・業務執行・経営監督の機能に応じて、それぞれが適切に発揮されるよう決定する。
- ・報酬の額及びその算定方法に関する方針の決定権限は、独立社外取締役が出席する取締役会が有する。
- ・報酬体系及び水準は、経済情勢や業績、他社水準等を踏まえて見直しを行うものとする。

(報酬体系)

- ・業務執行取締役の報酬は、その取締役が職務に専念できるように月例定額の固定報酬とする。
- ・監査等委員の報酬は、独立性に配慮し、職責及び常勤・非常勤を反映した固定報酬とする。
- ・固定報酬以外の報酬（業績連動報酬、自社株報酬、退職慰労金制度等）については現時点では導入していないが、基本方針に基づき継続して検討する。

(報酬決定の手続)

取締役（監査等委員を除く）

- ・株主総会において決議された年間報酬限度額の範囲で決定する。
- ・各取締役の報酬額は、役位、職務範囲、貢献度などを総合的に勘案し算定する。
- ・管理本部にて立案された報酬案を基に代表取締役社長及び管理部門担当取締

役がその内容を精査し、取締役会へ提出する議案を決定する。

- ・独立社外取締役が協議に加わった、透明性と公正性を確保した取締役会決議により決定する。

監査等委員である取締役

- ・株主総会において決議された年間報酬限度額の範囲内で決定する。
- ・各監査等委員である取締役の報酬等の決定権限は監査等委員会が有しており、監査等委員である取締役の協議により決定する。

個人別の報酬額については、上述の決定方針に基づき株主総会において承認を受けた報酬枠の範囲内で決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の限度額は、2020年3月26日開催の第17回定時株主総会において年額220,000千円以内（内、社外取締役分は20,000千円以内）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は2名（うち、社外取締役0名）であります。

また、監査等委員である取締役の報酬等の限度額は、2020年3月26日開催の第17回定時株主総会において年額80,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名（うち、社外取締役3名）であります。

③取締役の報酬等の総額等

区 分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く） （う ち 社 外 取 締 役）	2名 （一名）	48,000千円 （一千円）
取 締 役（監 査 等 委 員） （う ち 社 外 取 締 役）	4名 （3名）	20,400千円 （13,200千円）
合 計	6名	68,400千円

（注）当事業年度末現在の人員は、取締役（監査等委員を除く）2名、取締役（監査等委員）4名（うち社外取締役3名）であります。

5. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
社外取締役（監査等委員）	野澤正平	
社外取締役（監査等委員）	安田正利	株式会社ヤスダマネージメント代表取締役 有限会社芙蓉倶楽部取締役 ヤスダAMパートナーズ合同会社代表社員 株式会社虎ノ門アセットマネジメント代表取締役社長
社外取締役（監査等委員）	高橋克典	新創監査法人代表社員

(注) 当社と、株式会社ヤスダマネージメント、有限会社芙蓉倶楽部、ヤスダAMパートナーズ合同会社、株式会社虎ノ門アセットマネジメント、新創監査法人との間には、特別の利害関係はありません。

(2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況
社外取締役（監査等委員）	野澤正平	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席し、主に経営者としての豊富な経験と幅広い見識から経営監視機能等について発言を行っております。 また、当事業年度に開催された監査等委員会14回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外取締役（監査等委員）	安田正利	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席し、主に金融機関で培った豊富な経験と幅広い見識から財務、会計及び内部統制等について発言を行っております。 また、当事業年度に開催された監査等委員会14回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外取締役（監査等委員）	高橋克典	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席し、公認会計士及び税理士としての専門的見地からコーポレート・ガバナンスの強化等について発言を行っております。 また、当事業年度に開催された監査等委員会14回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

6. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

應和監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	25,000千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の報酬の前提となっている監査計画の方針・内容、見積りの算出根拠等を確認し、当該内容について社内関係部署から必要な報告を受け、検証した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の子会社である GF CAPITAL PTE. LTD.、GF CAPITAL (THAILAND) CO., LTD.、GF CAPITAL (VIETNAM) CO., LTD. 及び GF CONSULTING (THAILAND) CO., LTD. は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の選定に際しては、監査等委員会が規定する「会計監査人の選任等の決定の方針」に照らし合わせ、当社の会計監査人に求められる専門性、独立性及び適切性を有し、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えていることなど、総合的に判断し選定しております。

なお、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

7. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、2015年6月の取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」を決議しております。また、2020年3月の取締役会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い、一部改定しております。

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、経営理念である『成長を志す人財』と『変革（挑戦）を志す組織（企業）』とともに、新しい価値を創造し続け、常に成長し続ける理念」に則った「G-FACTORY行動規範」「G-FACTORY基本行動方針」を制定し、代表取締役社長が、内部統制の責任者として、その意思を役職員に伝えることにより、法令及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
- ・取締役、使用人が法令及び社内規程を遵守し、法令遵守を優先させる行動ができるための指針として「リスク管理規程」と「コンプライアンス規程」を定める。
- ・リスクコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスを実現するための組織を整備する。組織は、管理本部担当取締役を委員長とし、代表取締役社長、常勤監査等委員、内部監査人、各部の担当取締役及び部長で構成され、同委員会が中心となって役職員の教育を行う。監査等委員会及び内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査する。
- ・リスクコンプライアンス委員会は活動を定期的に取り締役に報告する。また、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ・法令及び社内規程に反する行為に気づいた場合、従業員が直接報告・通報を行う手段として、コンプライアンス相談窓口を設置・周知する。報告・相談を受けた窓口担当者はその内容を調査し、再発防止策等を関連部署と協議の上、決定し、全社的に再発防止策を実施する。
- ・反社会的勢力の排除を「反社会的勢力等に対する方針」に定め、不当な利益供与等に対しては、断固たる態度で対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。
- ・上記情報を記載した文書又は電磁的媒体の保存期間は、少なくとも5年間とする。
- ・取締役は、「文書管理規程」により、常時、これらの文書を閲覧できるものとし、その他の者は、所定の申請書に必要事項を記入し、業務主管部門の許可を得てから行うものとする。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティについては、「リスク管理規程」「コンプライアンス規程」「危機管理規程」「情報機器取扱要領」を定め、周知徹底する。組織横断的・全社的リスクについては、状況の監視及び全社的対応を管理本部にて行うものとする。
その他、新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応し、責任者となる取締役を定めるものとする。
 - ・内部監査室は、これらのリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役社長へ報告し、重要な事項については、取締役会に報告する。取締役会は、改善策を審議・決定するものとする。
 - ・大規模な事故・災害等、当社の経営に重大な影響を与える緊急事態が発生した場合には、防災対策本部長である、管理本部長、防災対策本部員である代表取締役社長及び各事業部長を構成員とする防災対策本部が危機管理体制を構築するものとする。
 - ・リスク管理・事故等の当社の経営に重大な影響を与える緊急事態に関して、法令又は東京証券取引所の定める関連ルールに則った開示を行うものとする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役が出席する取締役会を原則として毎月1回開催し、法令及び定款で定められた事項及び経営方針・政策に関する重要事項について審議し、効率的で迅速な意思決定を行うものとする。
 - ・取締役会による中期経営計画・年度事業計画の策定、年度事業計画に基づく部門ごとの業績目標と予算の設定、月次・四半期管理の実施を行うものとする。
 - ・取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施を行うものとする。上記各事項に関連して、法令又は東京証券取引所の定める関連ルールに則った開示を行うものとする。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・役職員が法令・定款及び当社の経営理念を遵守し、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「G-FACTORY行動規範」「G-FACTORY基本行動方針」「リスク管理規程」「コンプライアンス規程」等を定め、全ての役職員に対し周知徹底する。
 - ・法令及び社内規程に反する行為に気づいた場合、従業員が直接報告・通報を行う手段として、コンプライアンス相談窓口を設置・周知する。報告・相談を受けた窓口担当者はその内容を調査し、再発防止策等を関連部署と協議の上、決定し、全社的に再発防止策を実施する。
 - ・コンプライアンスに関する報告等は、利用者の匿名性を担保するとともに、報告者の不利益とならない仕組みとする。

- ・コンプライアンス違反者に対しては、就業規則に基づく懲戒を含め厳正に対処する。
- ⑥ 監査等委員会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
- ・管理本部担当取締役は、監査等委員会が求めた場合その他必要な場合には、監査等委員会の業務を補助すべき使用人を任命するものとする。
 - ・監査等委員会の業務を補助すべき使用人に対する指揮権は、監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、役職を兼務せず監査等委員会の指示命令下で職務を遂行し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指示命令を受けないこととする。
- ⑦ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・子会社における取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社が定める「関係会社管理規程」において、子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求め、子会社がその営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社及び子会社に報告するため、月1回開催する取締役会に当社及び子会社の従業員が参加することを求めることができる。
 - ・子会社における損失の危険の管理に関する体制
当社及び子会社のリスク管理について定める「リスク管理規程」を策定し、同規程において子会社にリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
 - ・子会社を含めたリスク管理を担当する機関
リスクコンプライアンス委員会を運営し、グループ全体のリスクマネジメント推進にかかわる課題・対応策を審議する。
 - ・子会社における取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社管理の基本方針及び運用方針を策定する「関係会社管理規程」を制定し、内部統制システムの構築・運用状況を含め、子会社の取締役の職務執行を監査する体制を構築する。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ・取締役及び使用人は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や法令並びに定款違反行為を発見した場合は、速やかに監査

等委員会に報告するものとする。

- ⑨ 監査等委員会への報告及び報告したことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- ・当社及び子会社は、監査等委員会への報告を行った当社及び子会社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社グループの役職員に周知徹底する。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・取締役及び使用人は、監査等委員会から、稟議書類等業務執行に係る文書の閲覧や、説明を求められたときには、速やかにこれに応じることとしており、必要に応じて、内部監査室との情報交換や当社及び子会社の会計監査人から会計監査内容に関して説明を受ける機会のほか、顧問弁護士などその他の外部機関との間で情報交換等を行う機会を保障する。
 - ・監査等委員である取締役がその業務の執行について、当社及び子会社に対し費用の前払等の請求をした際には、管理本部において審議の上、当該請求に関する費用又は債務が当該監査等委員である取締役の業務執行に必要でないことが証明された場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
 - ・監査等委員会は、会計監査人と監査業務の品質及び効率を高めるため、情報・意見交換等の緊密な連携を図ることができる。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- ・反社会的勢力との関係を遮断し、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体には、毅然とした態度で対応する。
 - ・反社会的勢力との接触が生じた場合には、速やかに警察当局及び顧問弁護士に通報・相談できる体制を整えている。また、取引先については、取引開始時の社内稟議で反社会的勢力でないことを確認する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

① 取締役の職務執行について

当事業年度において取締役会を15回開催しており、経営上の重要事項を決定しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について

取締役会の資料及び議事録は法令及び「文書管理規程」に基づき、セキュリティの確保された場所で保管及び管理を行っております。

③ 取締役（監査等委員）の職務執行について

当事業年度において監査等委員会を14回開催しており、監査等委員相互の意見交換が行われております。また、監査等委員は、取締役会を含む重要な会議への出席の他、会計監査人並びに内部監査室との間で監査業務の品質及び効率

を高めるため、情報・意見交換等の綿密な連携を行っております。

④ リスク管理について

不測の事態や危機の発生時における損失を最小限にとどめるため、「リスク管理規程」「コンプライアンス規程」「危機管理規程」「情報機器取扱要領」を周知徹底し、リスク管理を行っております。

⑤ コンプライアンス

コンプライアンスの意識向上と不正行為等の防止、リスク確認を行うため、「G-FACTORY行動規範」「G-FACTORY基本行動方針」「リスク管理規程」「コンプライアンス規程」等を周知徹底するとともに、「リスクコンプライアンス委員会」を定期的を開催しております。

⑥ 内部監査体制

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社及びグループ会社の内部監査を実施しております。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、設立当初から財務体質の強化及び競争力の確保を経営の最重要課題の一つとして位置づけております。そのため、内部留保の充実を図り、事業の効率化により生み出されたキャッシュ・フローを事業拡大のための投資に充当していくことが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから、しばらくの間は、企業規模を拡大させることができるような更なるサービスの開発、新規事業の立ち上げを行ってまいります。

現時点において、配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。将来的には、各事業年度の業績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針であります。

(注)この事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨て、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,738,007	流動負債	1,037,947
現金及び預金	2,240,135	買掛金	104,843
売掛金	90,446	1年内返済予定の長期借入金	229,576
割賦売掛金	12,054	リース債務	3,634
リース投資資産	149,486	未払法人税等	160,485
商品	27,519	その他	539,407
その他	225,419	固定負債	2,093,016
貸倒引当金	△7,055	長期借入金	1,289,428
固定資産	1,934,110	リース債務	345
有形固定資産	748,748	繰延税金負債	2,268
建物及び構築物	566,313	長期預り保証金	658,851
建設仮勘定	130,103	長期前受収益	140,377
その他	52,332	その他	1,746
無形固定資産	123,928	負債合計	3,130,963
のれん	121,680	純資産の部	
その他	2,247	株主資本	1,528,399
投資その他の資産	1,061,433	資本金	391,227
投資有価証券	695	資本剰余金	288,595
繰延税金資産	104,083	利益剰余金	1,092,510
差入保証金	901,299	自己株式	△243,933
その他	69,646	その他の包括利益累計額	3,831
貸倒引当金	△14,292	その他有価証券評価差額金	58
資産合計	4,672,117	為替換算調整勘定	3,772
		非支配株主持分	8,923
		純資産合計	1,541,154
		負債・純資産合計	4,672,117

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		3,641,946
売上原価		2,046,211
売上総利益		1,595,735
販売費及び一般管理費		1,605,706
営業損失		9,971
営業外収益		
受取利息	667	
受取配当金	0	
受取保険金	8,345	
その他	3,958	12,972
営業外費用		
支払利息	8,350	
為替差損	8,856	
その他	15	17,222
経常損失		14,221
特別利益		
固定資産売却益	4,726	
投資有価証券売却益	5,010	
受取和解金	26,345	
臨時休業等助成金収入	669,484	705,566
特別損失		
固定資産売却損	37,309	
減損損失	21,786	
和解金	20,196	
臨時休業等関連損失	167,717	247,009
税金等調整前当期純利益		444,335
法人税、住民税及び事業税	167,578	
法人税等調整額	△11,373	156,204
当期純利益		288,130
非支配株主に帰属する当期純損失		4,811
親会社株主に帰属する当期純利益		292,941

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	389,512	333,457	799,568	△243,933	1,278,605
当 期 変 動 額					
新株の発行（新株 予約権の行使）	1,715	1,715			3,430
親会社株主に帰属 する当期純利益			292,941		292,941
連結子会社株式の取 得による持分の増減		△46,577			△46,577
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	1,715	△44,862	292,941	—	249,794
当 期 末 残 高	391,227	288,595	1,092,510	△243,933	1,528,399

	その他の包括利益累計額			非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	45	△25,672	△25,626	158,486	1,411,465
当 期 変 動 額					
新株の発行（新株 予約権の行使）					3,430
親会社株主に帰属 する当期純利益					292,941
連結子会社株式の取 得による持分の増減					△46,577
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	12	29,444	29,457	△149,563	△120,105
当 期 変 動 額 合 計	12	29,444	29,457	△149,563	129,688
当 期 末 残 高	58	3,772	3,831	8,923	1,541,154

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 5社

連結子会社の名称 GF CAPITAL PTE. LTD.

GF CAPITAL (THAILAND) CO., LTD.

GF CAPITAL (VIETNAM) CO., LTD.

株式会社M. I. T

GF CONSULTING (THAILAND) CO., LTD.

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

なお、当連結会計年度において、つなぐ株式会社の保有株式の全てを売却したため、持分法適用の範囲から除外しております。

(3) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず、関連会社としなかった当該他の会社等の名称

R3 BANGKOK CO., LTD.

(関連会社としなかった理由)

出資目的及び取引等の状況の実態から、財務及び営業又は事業の方針の決定に対し、重要な影響を与えていないため関連会社を含めておりません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

a その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

- ロ. たな卸資産
 - 通常の販売目的で保有するたな卸資産
 - 評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - a 商品
 - 主として最終仕入原価法
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - イ. 有形固定資産（リース資産を除く）
 - 定率法を採用しております。
 - ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
 - また、在外連結子会社は、定額法を採用しております。
 - なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
 - 建物及び構築物 3～20年
 - ロ. 無形固定資産
 - 定額法を採用しております。
 - なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。
 - ハ. リース資産
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。
 - ニ. 長期前払費用
 - 定額法を採用しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
 - イ. 貸倒引当金
 - 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ④ 重要な収益及び費用の計上基準
 - イ. ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
 - リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
 - ロ. 割賦販売取引に係る収益の計上基準
 - 割賦販売契約時に、物件購入価額（元本相当額）を割賦債権に計上し、割賦契約による支払期日を基準として、当該経過期間に対応する割賦売上高と割賦原価の差額（粗利益相当額）を売上高に計上しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

ロ. のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却しております。

ハ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

項目	金額 (千円)
繰延税金資産	104,083
繰延税金負債	2,268

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産については、将来減算一時差異の解消により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲を回収可能性があると判断し計上しております。具体的には、将来の一時差異解消スケジュール、タックスプランニング及び収益力に基づく課税所得の見積り等に基づいて判断しております。

これらは主に事業計画を基礎として見積もっておりますが、当事業計画に含まれる将来の収益及び費用は「4. 追加情報 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積り」に記載した一定の仮定に基づき予測をしており、不確実性を伴っております。そのため、実際の経済環境や損益の状況が一定の仮定と大きく乖離した場合には、翌連結会計年度の繰延税金資産の回収可能性に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

項目	金額 (千円)
有形固定資産	748,748
無形固定資産	123,928
投資その他の資産	9,166
減損損失	21,786

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位である店舗を基本単位として、また処分予定資産については当該資産ごとにグルーピングを行っております。減損の兆候が識別された資産又は資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローを見積り、その総額が帳簿価額を下回った場合には、減損の認識をしております。減損の測定にあたっては、正味売却価額又は使用価値のうち、どちらか高い金額を回収可能価額として使用し、これが帳簿価額を下回った部分について帳簿価額を減額し、減損損失を計上しております。割引前将来キャッシュ・フローや使用価値の見積りで使用する将来キャッシュ・フローは、主に事業計画を基礎として見積もっておりますが、当事業計画に含まれる将来の収益及び費用は「4. 追加情報 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積り」に記載した一定の仮定に基づき予測しており、不確実性を伴っております。そのため、実際の経済環境や損益の状況が一定の仮定と大きく乖離した場合には、翌連結会計年度において減損損失が発生する可能性があります。

3. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

4. 追加情報

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積り

当社グループが属する飲食業界においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、政府・自治体による飲食店等の営業自粛要請の影響を受けており、この影響は2022年度以降も続くものと考えております。

以上の仮定のもと、当社グループでは、固定資産の減損会計及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 428,841千円

6. 連結損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
東京都23区内	飲食直営店舗 (3店舗)	建物及び構築物	20,505
		その他 (有形固定資産)	925
		差入保証金	355

当社グループでは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位である店舗を基本単位として、また処分予定資産については当該資産ごとにグルーピングを行っております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスである店舗で、今後も収益改善の可能性が低いと判断した店舗及び処分予定資産は、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上いたしました。

減損損失の内訳

建物及び構築物	20,505千円
その他（有形固定資産）	925千円
差入保証金	355千円

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額又は、使用価値より測定しており、正味売却価額については、売却予定価額を使用して評価しております。また、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるものについては、回収可能価額を零として評価しております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
普通株式 6,776,500株
- (2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。
- (3) 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数
普通株式 63,000株

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に経営サポート事業におけるリース資産購入などを当社グループの事業計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余剰資金は、安全性の高い短期的な銀行預金等に限定して運用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金、割賦売掛金及びリース投資資産は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、上場会社の株式及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスク又は発行体の信用リスクに晒されているため、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。また、差入保証金は主に経営サポート事業に属する物件情報サポートの物件契約に伴う差入保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、運転資金及びM&A・設備投資に必要な資金の調達を目的にしたものであり、償還日は、決算日後、最長で10年後であります。預り保証金は、経営サポート事業に属する物件情報サポート等、飲食事業の店舗運営のためであり、償還日においては、最長で10年後であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（契約先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、管理本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

ロ. 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価を把握し、市況等を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰計画を作成及び更新するとともに、手許の流動性について、連結売上高の3ヶ月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,240,135	2,240,135	—
(2) 売掛金	90,446	90,446	—
(3) 割賦売掛金	12,054		
貸倒引当金 (※1)	△600		
	11,453	12,061	607
(4) リース投資資産	149,486		
貸倒引当金 (※1)	△6,454		
	143,032	144,813	1,781
(5) 投資有価証券	695	695	—
(6) 差入保証金	901,299	903,582	2,282
資産計	3,387,063	3,391,735	4,671
(1) 買掛金	104,843	104,843	—
(2) 1年内返済予定の長期 借入金	229,576	229,576	—
(3) リース債務	3,634	3,634	—
(4) 未払法人税等	160,485	160,485	—
(5) 長期借入金	1,289,428	1,300,836	11,408
(6) リース債務	345	339	△6
(7) 長期預り保証金	658,851	660,072	1,220
負債計	2,447,164	2,459,787	12,622

(※1) 割賦売掛金及びリース投資資産に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 割賦売掛金、(4) リース投資資産
元利金の合計額を、同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (5) 投資有価証券
これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。
- (6) 差入保証金
これらの時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

- (1) 買掛金、(2) 1年内返済予定の長期借入金、(3) リース債務、
(4) 未払法人税等
これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (5) 長期借入金、(6) リース債務
これらの時価については、元利金の合計を、新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (7) 長期預り保証金
これらの時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 236円58銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 45円26銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,150,929	流動負債	958,275
現金及び預金	1,695,231	買掛金	64,139
売掛金	61,872	1年以内返済予定の長期借入金	229,576
割賦売掛金	12,054	未払金	68,310
リース投資資産	130,930	未払費用	68,900
商物品	12,710	未払法人税等	160,195
貯蔵品	116	前受金	26,005
前渡金	98	預り金	153,927
前払費用	154,536	前受収益	144,439
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	65,000	その他	42,780
その他	25,433	固定負債	2,085,225
貸倒引当金	△7,055	長期借入金	1,289,428
固定資産	2,842,536	長期預り保証金	655,526
有形固定資産	685,717	長期前受収益	140,271
建物	491,938	負債合計	3,043,500
構築物	14,774	純資産の部	
工具、器具及び備品	48,901	株主資本	1,949,906
建設仮勘定	130,103	資本金	391,227
無形固定資産	2,247	資本剰余金	336,227
ソフトウェア	998	資本準備金	336,227
ソフトウェア仮勘定	1,249	利益剰余金	1,466,384
投資その他の資産	2,154,570	その他利益剰余金	1,466,384
投資有価証券	695	繰越利益剰余金	1,466,384
関係会社株式	664,683	自己株式	△243,933
出資金	40	評価・換算差額等	58
関係会社長期貸付金	495,000	その他有価証券評価差額金	58
破産更生債権等	14,292		
長期前払費用	20,169	純資産合計	1,949,965
繰延税金資産	82,935		
差入保証金	891,046	負債・純資産合計	4,993,465
貸倒引当金	△14,292		
資産合計	4,993,465		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,962,181
売 上 原 価		1,841,701
売 上 総 利 益		1,120,480
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		959,959
営 業 利 益		160,521
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	11,747	
為 替 差 益	11,426	
そ の 他	3,855	27,028
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,683	
そ の 他	12	6,696
経 常 利 益		180,853
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	4,726	
受 取 和 解 金	25,925	
臨 時 休 業 等 助 成 金 収 入	284,103	314,754
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	73,937	
和 解 金	20,196	
臨 時 休 業 等 関 連 損 失	37,064	131,197
税 引 前 当 期 純 利 益		364,411
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	164,657	
法 人 税 等 調 整 額	△21,526	143,130
当 期 純 利 益		221,280

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	389,512	334,512	334,512	1,245,103	1,245,103	△243,933	1,725,195
当 期 変 動 額							
新株の発行（新株予約権の行使）	1,715	1,715	1,715				3,430
当 期 純 利 益				221,280	221,280		221,280
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	1,715	1,715	1,715	221,280	221,280	—	224,710
当 期 末 残 高	391,227	336,227	336,227	1,466,384	1,466,384	△243,933	1,949,906

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	45	45	1,725,241
当 期 変 動 額			
新株の発行（新株予約権の行使）			3,430
当 期 純 利 益			221,280
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	12	12	12
当 期 変 動 額 合 計	12	12	224,723
当 期 末 残 高	58	58	1,949,965

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

イ. 商品

主として最終仕入原価法

ロ. 貯蔵品

主として先入先出法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～18年
----	-------

構築物	7～10年
-----	-------

工具、器具及び備品	2～8年
-----------	------

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

② 割賦販売取引に係る収益の計上基準

割賦販売契約時に、物件購入価額（元本相当額）を割賦債権に計上し、割賦契約による支払期日を基準として、当該経過期間に対応する割賦売上高と割賦原価の差額（粗利益相当額）を売上高に計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

② 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

項目	金額（千円）
繰延税金資産	82,935

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産については、将来減算一時差異の解消により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲を回収可能性があると判断し計上しております。具体的には、将来の一時差異解消スケジュール、タックスプランニング及び収益力に基づく課税所得の見積り等に基づいて判断しております。

これらは主に事業計画を基礎として見積もっておりますが、当事業計画に含まれる将来の収益及び費用は「4. 追加情報 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積り」に記載した一定の仮定に基づき予測をしており、不確実性を伴っております。そのため、実際の経済環境や損益の状況が一定

の仮定と大きく乖離した場合には、翌事業年度の繰延税金資産の回収可能性に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

項目	金額（千円）
有形固定資産	685,717
無形固定資産	2,247
投資その他の資産	4,172
減損損失	—

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社では、キャッシュ・フローを生み出す最小単位である店舗を基本単位として、また処分予定資産については当該資産ごとにグルーピングを行っております。減損の兆候が識別された資産又は資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローを見積り、その総額が帳簿価額を下回った場合には、減損の認識をしております。減損の測定にあたっては、正味売却価額又は使用価値のうち、どちらか高い金額を回収可能価額として使用し、これが帳簿価額を下回った部分について帳簿価額を減額し、減損損失を計上しております。割引前将来キャッシュ・フローや使用価値の見積りで使用する将来キャッシュ・フローは、主に事業計画を基礎として見積もっておりますが、当事業計画に含まれる将来の収益及び費用は「4. 追加情報 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積り」に記載した一定の仮定に基づき予測しており、不確実性を伴っております。そのため、実際の経済環境や損益の状況が一定の仮定と大きく乖離した場合には、翌事業年度において減損損失が発生する可能性があります。

(3) 関係会社投融資の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

項目	金額（千円）
関係会社株式	664,683
1年以内回収予定の関係会社 長期貸付金	65,000
関係会社長期貸付金	495,000

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式については、その実質価額が帳簿価額を著しく下回った場合、事業計画に基づき、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除

き、減損処理を実施しております。関係会社貸付金については、関係会社の財政状態が悪化し、債権の回収に重大な問題が発生する可能性が高い場合に、事業計画に基づく将来キャッシュ・フローにより、回収不能見込額について貸倒引当金を計上しております。

これらは主に事業計画を基礎として見積もっておりますが、当事業計画に含まれる将来の収益及び費用は「4. 追加情報 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積り」に記載した一定の仮定に基づき予測をしており、不確実性を伴っております。そのため、実際の経済環境や損益の状況が一定の仮定と大きく乖離した場合には、関係会社株式の減損処理や関係会社貸付金に対する貸倒引当金の計上による損失が発生し、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

3. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

4. 追加情報

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積り

当社が属する飲食業界においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、政府・自治体による飲食店等の営業自粛要請の影響を受けており、この影響は2022年度以降も続くものと考えております。

以上の仮定のもと、当社では、固定資産の減損会計及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	319,094千円
(2) 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	2,949千円
短期金銭債務	76,934千円

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	272,698千円
営業取引以外の取引による取引高	13,497千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 300,000株

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	7,510千円
長期前受収益	42,950千円
長期前払費用	11,956千円
貸倒引当金	6,536千円
減損損失	13,815千円
資産除去債務	4,353千円
その他	191千円
繰延税金資産小計	<u>87,314千円</u>
評価性引当額	<u>△4,353千円</u>
繰延税金資産合計	<u>82,961千円</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	<u>△26千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△26千円</u>
繰延税金資産純額	<u>82,935千円</u>

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 M. I. T	直接 100.0%	業務の受託 資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注) 2	150,000	1年内回収予定の 関係会社長期貸付金	65,000
				資金の回収	50,000	関係会社長期貸付金	495,000
				利息の受取 (注) 2	11,729	—	—
				店舗運営業務の受託 (注) 3	227,770	預り金	76,934

取引条件及び取引条件の決定方針

- (注) 1. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。
 2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
 3. 店舗運営業務の受託は、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 301円08銭
 (2) 1株当たり当期純利益 34円18銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月22日

G-FACTORY株式会社
取締役会 御中

應和監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 土居 靖明
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 澤田 昌輝
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、G-FACTORY株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、G-FACTORY株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年 2月22日

G-F A C T O R Y株式会社
取締役会 御中

應和監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 土居 靖明
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 澤田 昌輝
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、G-F A C T O R Y株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人應和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人應和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月22日

G-FACTORY株式会社	監査等委員会
常勤監査等委員	鎌仲 順子 (印)
監査等委員	野澤 正平 (印)
監査等委員	安田 正利 (印)
監査等委員	高橋 克典 (印)

(注) 監査等委員野澤正平、安田正利及び高橋克典は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 資本金の額の減少の件

1. 資本金の額の減少の目的

経営戦略の一環として、資本政策の柔軟性および機動性を確保し、資本構成の最適化および財務体質の健全化を図ることを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

なお、本議案は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目間の振替処理であることから、当社の純資産額に変更はございません。また、本件は、払戻しを行わない無償減資であり、発行済株式総数の変更は行いませんので、株主の皆様のお所有株式数や1株当たり純資産額に影響を与えることはございません。

2. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少すべき資本金の額

2021年12月31日現在の資本金の額391,227,620円のうち、341,227,620円を減少して、50,000,000円といたします。なお、当社が発行している新株予約権が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本金の額および減少後の資本金の額が変動いたします。

(2) 資本金の額の減少の方法

発行済株式数の変更は行わず、会社法第447条第1項の規定に基づき、減少する資本金の額341,227,620円の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

(3) 資本金の額の減少が効力を生じる日

2022年5月10日を予定しております。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ①変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ②変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等) 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u> 2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(附則) 1. <u>現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第17条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条はなお効力を有する。</u> 3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）
 全員（2名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取
 締役2名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
1	<div style="text-align: center;">再 任</div> かた ひら まさ ゆき 片 平 雅 之 (1975年1月15日生)	1993年4月 ㈱神戸製鋼所入社 1996年9月 ㈱シティズ入社 2002年1月 フューチャークリエイイト㈱（現 店舗流 通ネット㈱）入社 2002年9月 ㈹ガーデン設立入社 2003年4月 ㈱GDN共同代表取締役就任 2003年5月 当社設立 代表取締役社長就任（現任） 2015年3月 GF CAPITAL PTE. LTD. Managing Director就任（現任） 2017年5月 GF CAPITAL (THAILAND) CO., LTD. Director就任 2018年10月 GF CAPITAL (VIETNAM) CO., LTD. General Director就任（現任） 2019年1月 GF CONSULTING (THAILAND) CO., LTD. Director就任 2019年3月 ㈱M. I. T取締役就任（現任） 2020年1月 GF CAPITAL (THAILAND) CO., LTD. Managing Director就任（現任） 2020年1月 GF CONSULTING (THAILAND) CO., LTD. Managing Director就任（現任） （重要な兼職の状況） GF CAPITAL PTE. LTD. Managing Director GF CAPITAL (THAILAND) CO., LTD. Managing Director GF CAPITAL (VIETNAM) CO., LTD. General Director GF CONSULTING (THAILAND) CO., LTD. Managing Director	4,350,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当 社の株式数
2	<div style="text-align: center;">再 任</div> た ぐ ち ゆ か こ 田 口 由 香 子 (1983年2月2日生)	2001年4月 2008年3月 2010年4月 2011年1月 2011年4月 2015年1月 2015年3月 2017年5月 2018年4月 2019年1月 2019年3月	(株)ファイブフォックス入社 当社入社 当社業務推進事業部課長 当社取締役就任 当社コンサルティング事業部長 当社管理部長 GF CAPITAL PTE. LTD. Director就任 (現任) GF CAPITAL (THAILAND) CO., LTD. Director就任 (現任) 当社専務取締役管理本部長就任 (現任) GF CONSULTING (THAILAND) CO., LTD. Director就任 (現任) (株)M. I. T取締役就任 (現任)	166,100株

- (注) 1. 取締役候補者片平雅之氏は、当社の株式を67.17%所有しており、当社の経営を支配している者であります。
2. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が業務遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当 社の株式数
1	<div style="text-align: center;">再 任</div> かま なか じゅん こ 鎌 仲 順 子 (1964年12月12日生)	1983年4月 1985年9月 1987年4月 1993年3月 1994年1月 1997年7月 2000年8月 2003年3月 2003年5月 2015年3月 2015年3月 2020年3月	(株)ワールドファイナンス入社 (株)ダイワコンサルタント計算センター入社 丸津土地建物(株)取締役就任 (株)千葉土地開発センター入社 (株)丸津入社 (有)ケイ・ワンハウジング入社 (有)オフィス・スクランブル 監査役就任 同社監査役退任 当社設立 取締役就任 管理部長 当社取締役退任 当社監査役就任 当社取締役（監査等委員）就任（現任）	67,500株
2	<div style="text-align: center;">再 任</div> の ざわ しょう へい 野 澤 正 平 (1938年4月3日生)	1964年4月 1997年8月 2000年3月 2003年4月 2004年4月 2004年6月 2006年6月 2010年4月 2011年7月 2011年7月 2011年10月 2012年9月 2016年10月 2020年3月	山一証券(株)入社 同社代表取締役就任 (株)シリコンコンテンツ代表取締役就任 大木建設(株)特別顧問就任 センチュリー証券(株)（現 日産証券(株)） 特別顧問就任 同社代表取締役就任 日本ユニコム(株)（現 ユニコムグループ ホールディングス(株)）取締役就任 (株)ウイングメディカル取締役就任 (株)マーキュリースタッフイング取締役就 任 東岳証券(株)顧問就任 当社取締役就任 東岳証券(株)顧問辞任 (株)ウイングメディカル取締役辞任 当社取締役（監査等委員）就任（現任）	5,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
3	<div style="text-align: center;">再 任</div> やす だ まさ とし 安 田 正 利 (1967年 6 月19日生)	1990年 4 月 (株)富士銀行 (現 (株)みずほ銀行) 入行 2003年 5 月 アリコジャパン(株)入社 2003年 8 月 (有)芙蓉倶楽部設立 取締役就任 (現任) 2004年11月 共和安田(株) (現 (株)ヤスダマネーメン ト) 設立 代表取締役就任 (現任) 2007年 6 月 A I G(株)顧問就任 2007年11月 同社辞任 2011年10月 当社監査役就任 2012年 9 月 ヤスダAMパートナーズ合同会社代表社 員就任 (現任) 2017年 3 月 当社監査役辞任 2017年 3 月 当社取締役就任 2018年12月 (株)虎ノ門アセットマネジメント代表取締 役社長就任 (現任) 2020年 3 月 当社取締役 (監査等委員) 就任 (現任) (重要な兼職の状況) (株)ヤスダマネーメント代表取締役 (有)芙蓉倶楽部取締役 ヤスダAMパートナーズ合同会社代表社員 (株)虎ノ門アセットマネジメント代表取締役社長	5,000株
4	<div style="text-align: center;">再 任</div> たか はし かつ のり 高 橋 克 典 (1966年 8 月23日生)	1996年10月 会計士補登録 柳澤公認会計士事務所 (現 新創監査法人) 入所 2000年 4 月 公認会計士登録 2000年 8 月 税理士登録 2006年 4 月 新創監査法人 社員就任 2008年 4 月 同監査法人 代表社員就任 (現任) 2017年 3 月 当社監査役就任 2020年 3 月 当社取締役 (監査等委員) 就任 (現任) (重要な兼職の状況) 新創監査法人代表社員	一株

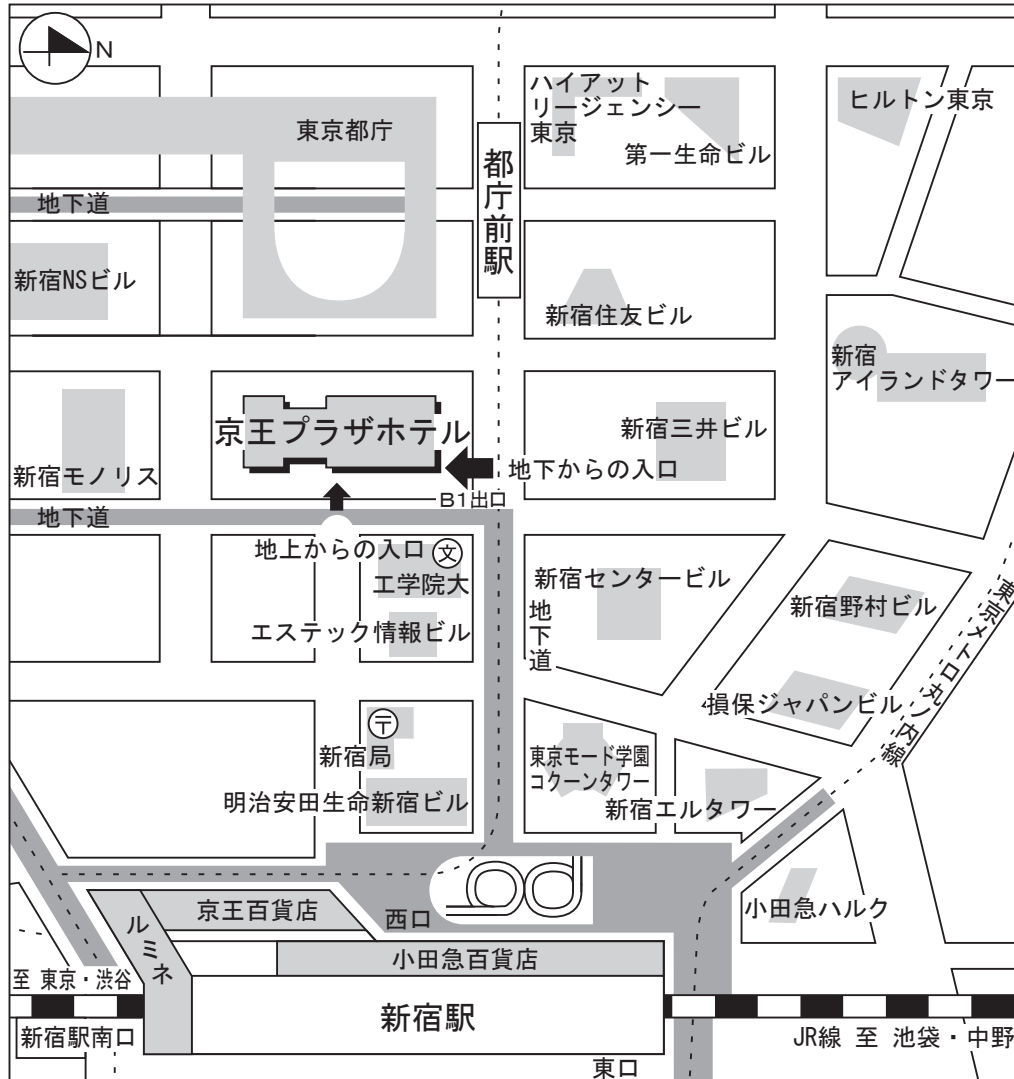
- (注) 1. 監査等委員である各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、鎌仲順子氏、野澤正平氏、安田正利氏及び高橋克典氏との間で、当社の定款に基づき責任限定契約を締結しております。この契約内容の概要は、会社法第427条第1項の規定により同法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度とするものであります。鎌仲順子氏、野澤正平氏、安田正利氏及び高橋克典氏の再任が原案どおり承認された場合には、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
3. 野澤正平氏、安田正利氏及び高橋克典氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要
- (1) 野澤正平氏は、豊富な経営管理の経験・知識を有していることから、経営監視機能の客観性及び中立性を確保するため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
 - (2) 安田正利氏は、金融機関に長期間勤務した経験を持つなど財務及び会計に関する知見を有していることから、豊富な経営管理の経験・経営監視機能の客観性及び中立性を確保するため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
 - (3) 高橋克典氏は、公認会計士及び税理士としての専門的な知見を有していることから、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

5. 野澤正平氏の当社社外取締役就任期間は本総会の終結の時をもって10年5ヶ月、当社監査等委員就任期間は本総会の終結の時をもって2年となります。
6. 安田正利氏の当社社外取締役就任期間は本総会の終結の時をもって5年、当社監査等委員就任期間は本総会の終結の時をもって2年となります。
7. 安田正利氏は、過去に当社の社外監査役であったことがあります。
8. 高橋克典氏の当社社外取締役就任期間は、本総会の終結の時をもって2年、当社監査等委員就任期間は本総会の終結の時をもって2年となります。
9. 高橋克典氏は、過去に当社の社外監査役であったことがあります。
10. 当社は、野澤正平氏、安田正利氏及び高橋克典氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づき独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。野澤正平氏、安田正利氏及び高橋克典氏が社外取締役に選任された場合には、当社は、引き続き野澤正平氏、安田正利氏及び高橋克典氏を独立役員として届け出る予定であります。
11. 野澤正平氏、安田正利氏及び高橋克典氏は、当社の親会社等ではなく、また、過去10年間に当社の親会社等であったこともありません。
12. 野澤正平氏、安田正利氏及び高橋克典氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また、過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
13. 野澤正平氏、安田正利氏及び高橋克典氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また、過去2年間に受けていたこともありません。
14. 野澤正平氏、安田正利氏及び高橋克典氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
15. 野澤正平氏、安田正利氏及び高橋克典氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
16. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が業務遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル南館4階「扇」
電話 (03)3344-0111(代表)



会場最寄駅

- 「新宿駅」西口から徒歩6分
(JR線、京王線、小田急線、東京メトロ丸ノ内線)
新宿駅西口を出て都庁方面への地下道を5分ほど進み、地下道から出てすぐの左側の建物です。
- 「都庁前駅」B1出口よりすぐ
(都営地下鉄大江戸線)
改札を出てJR新宿方面に進みB1出口階段を上がってすぐ右側の建物です。